

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 秋山博 外18名

被告 群馬県知事 外1名

狀 明 書

平成19年7月13日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴 義聖



被告群馬県知事指定代理人

角田 修一



同

新井 敏



同

村上 行正



同

奥野 幸二



同

齊藤 一之



同

五鬼田伊佐央



同

田口 伸也



同

木村 芳雄



同

荒井



同

後藤



桐生利一



桑子悦子



小倉豊人



被告群馬県企業管理者指定代理人

武井公仁



内田徹



同

同

同

本訴請求は、間接民主制のもとでの地方公共団体の治水及び利水に関する政策決定の問題を、所定の手続（地方自治法75条）によることなく、無理矢理住民訴訟の手続（同法242条、242条の2）に載せようとしているものであるため、原告の平成19年5月18日付け求釈明申立書に対しては、政策論争にわたるおそれのない範囲で釈明する。

1 群馬県の水道用水供給事業及び工業用水供給事業の保有水源等について

（単位：立方メートル/秒）

事業名	かんがい期	非かんがい期
県央第二水道用水供給事業	矢木沢ダム (0.350) 0.350	奈良俣ダム (0.350) 0.350
	広桃用水転用 <0.564> 1.490	八ツ場ダム <0.564> ※1.490
東部地域水道用水供給事業	広桃用水転用 <0.428> 0.510	八ツ場ダム <0.428> ※0.510
東毛工業用水道事業	草木ダム (0.600) 0.600	草木ダム (0.600) 0.600
	広桃用水転用 (0.650) 0.650	奈良俣ダム (0.650) 0.650
	広桃用水転用 <0.208> 0.350	八ツ場ダム <0.208> ※0.350

注1 上段（ ）は、保有水源のうち許可を得ている安定水利権量。

上段<>は、保有水源のうち許可を得ている暫定豊水水利権量。

注2 下段は、保有水源（ただし、※印は、計画量）。

2 冬期の取水制限について

(1) 利根川上流部である群馬県において冬期渇水について取水制限が行われたのは、平成8年1月12日から3月27日までの76日間（取水制限10%65日間、一時緩和11日間）と平成9年2月1日から3月25日までの53日間（取水制限10%50日間、一時緩和3日間）である。影響については、「平成7～8年利根川水系・荒川水系の冬渇水」（平成8年4月発行）及び「平成9年関東地方の渇水報告」（平成10年3月発行）（発行元はいずれも「利根川水系渇水対策連絡協議会」及び「荒川水系渇水調整協議会」）に取水制限時の対応等についての資料が掲載されている。上記の取水制限時における八ッ場ダム暫定豊水水利権は、安定水利権と同様の取扱いとして運用された。

なお、非かんがい期の水利用に余裕があり、非かんがい期の水利権は形式的なものに過ぎないという指摘は、不適切である。

(2) 各事業の八ッ場ダムにかかる暫定取水開始時期は、以下のとおりである。

県央第二水道用水供給事業 平成12年10月

東部地域水道用水供給事業 平成 9年10月

東毛工業用水道事業 平成 9年 3月

3 水利使用規則について

水利使用については、河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないとされ（河川法第23条）、許可等に際しては、適正な河川管理を確保するために必要最小限で、かつ、許可等を受けた者に対し不当な義務を課すこととならない範囲で条件を付すことができるとされている（同法90条）。水利使用規則は、水利使用許可に際して付され、許可の内容及び条件を明らかにするものである。

県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業の水利使用規則（乙219号証の1～3。各事業についての直近のもの）には、安定水

利権量と暫定豊水水利権量の合計に係る最大取水量が記載され、安定水利権について
はその水源と取水量が記載されているが、暫定豊水水利権については同様の記載はな
い。一定量（安定水利権量）を超える部分である暫定取水量（暫定豊水水利権量）の
取水については、かんがい期と非かんがい期に分けて、河川の流量による条件等が付
されている。

なお、八ヶ場ダムに係る暫定豊水水利権の取水が過去に停止されたことはない。